

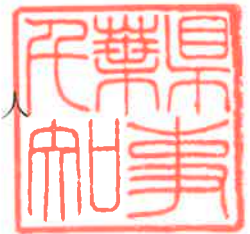
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区大字鹿室740番地1

氏 名 株式会社 エコサービス
代表取締役 渡邊 正人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和7年1月27日

許可の有効年月日 令和12年1月26日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃油, イ 廃アルカリ, ウ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, エ 紙くず, オ 木くず, カ ゴムくず, キ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, ク ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

な し

3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年1月27日	新規許可
令和7年1月27日	更新許可
令和7年5月22日	変更届（代表者変更, 役員変更）
令和8年6月8日	変更届（代表者変更, 役員変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。